

## 川崎市公告第1485号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第11項の規定に基づき、川崎港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和7年11月12日

川崎港港湾管理者 川崎市

代表者 川崎市長 福田 紀彦

### 1 川崎港港湾計画変更の概要

令和6年12月6日川崎市公告第1552号によりその概要を公告した川崎港港湾計画について、水江町地区及び東扇島地区、小島町地区における港湾環境整備施設計画並びに土地利用計画の変更事項は次のとおりである。

#### （1）港湾環境整備施設計画

港湾環境整備施設について、以下のとおり計画を変更する。

水江町地区 緑地 1ha [既定計画の変更計画]

東扇島地区 緑地 34ha [既設の変更計画]

以下の計画を削除する。

小島町地区 緑地 1ha [既定計画]

(2) 土地利用計画

土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：h a

| 地区名 | 埠 頭<br>用 地 | 港湾関<br>連用地   | 工 業<br>用 地   | 都市機<br>能用地 | 交通機<br>能用地 | 危 険 物<br>取 扱 施<br>設用地 | 緑 地        | 合 計          |
|-----|------------|--------------|--------------|------------|------------|-----------------------|------------|--------------|
| 水江町 |            |              | (153)<br>153 |            | (3)<br>3   | (11)<br>11            | (1)<br>1   | (168)<br>168 |
| 小島町 |            |              | (54)<br>54   | 1          | 1          |                       |            | (54)<br>55   |
| 東扇島 | (76)<br>76 | (212)<br>212 | (23)<br>23   |            | (26)<br>56 | (58)<br>58            | (34)<br>34 | (428)<br>459 |

注1：( ) は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3：今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎復元棟2階 かわさき情報プラザ